

委託費の支払額及び国庫補助金の交付額が過大（不当）

8府省庁

19億9527万円(指摘金額)

事業の概要

- ✓ 8府省庁（注1）の19部局等は、令和元年度～5年度に、（株）ジェイアール東日本企画（会社）と委託契約を締結し、又は会社を補助事業者として、**83委託事業等**を実施（54委託事業：委託費計68億2840万円、29補助事業：国庫補助金計143億8456万円）
（注1）内閣府本府、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境各省、こども家庭庁
- ✓ 会社は、委託費、国庫補助金交付の対象となる経費として、委託事業等の**業務に従事した者の人件費**を計上。83委託事業等に要した人件費について、事業従事者ごとに従事時間等を記載した**業務日誌**等の証ひょうを算定根拠として作成し、保存

検査の結果

- ✓ 会社は、83委託事業等において、実際には委託事業等の業務に全く従事していない社員を従事したこととし、又は業務に従事していた社員について従事していない時間も従事したこととしていて、**実際の従事状況に基づくことなく人件費を算定**して実績報告書等に記載
 - 71委託事業等（①）において、**業務に全く従事しない社員も含めて**人件費の算定の対象とする**社員を選定**した上で、社員別に想定する従事時間数等が記載された一覧表（**想定人件費一覧表**）を作成。各社員に対して、想定人件費一覧表で割り振った時間数について従事したこととして、**事実と異なる従事時間等**を記載した**虚偽の業務日誌**を作成させていた
 - 12委託事業等（②）において、想定人件費一覧表を作成していなかったものの、71委託事業等と同様に、社員に対して**虚偽の業務日誌**を作成させていた
 - ①②のいずれにおいても、虚偽の業務日誌とそれ以外の証ひょう（作業時間明細等の資料）との間で不整合が生じないようにするために、会社は虚偽の業務日誌の内容と一致するように**虚偽の証ひょうを作成**
- ✓ 実績報告書等の作成に当たり従事したこととされていた延べ1,524人のうち延べ1,179人については、業務に従事した事実を客観的に証明できる資料の提出なし。一方、残りの延べ345人については、従事した業務の具体的な内容等を客観的に証明できる資料が提出され、委託事業等の業務に従事した時間数があったことを確認
- ✓ 上記の延べ1,524人とは別の延べ26人は、実績報告書等の作成時に人件費の算定対象となっていなかったものの、業務に従事していたことを確認
- ✓ 委託事業等の業務に従事していたことが客観的に証明できる資料で確認できた社員延べ371人の人件費を基に算定すると、82委託事業等（注2）において**計19億9527万円が過大**（委託事業11億4311万円、補助事業8億5216万円）
（注2）差額が生じなかった1委託事業を除く



委託費の支払額及び国庫補助金の交付額が過大（不当）

8府省庁

19億9527万円(指摘金額)

委託事業及び補助事業の概要

- 8府省庁（注）の19部局等は、令和元年度～5年度に、（株）ジェイアール東日本企画（会社）と委託契約を締結し、又は会社を補助事業者として、**83委託事業等**を実施（54委託事業：委託費計68億2840万円、29補助事業：国庫補助金計143億8456万円）
（注）内閣府本府、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境各省、こども家庭庁
- 会社は、委託費、国庫補助金交付の対象となる経費として、委託事業等の**業務に従事した者の人件費**を計上。83委託事業等に要した人件費について、事業従事者ごとに従事時間等を記載した**業務日誌**等の証ひょうを算定根拠として作成し、保存

検査の結果

資源エネルギー庁の補助金に係る補助事業を対象とした会社に対する検査において、補助事業の業務に**全く従事していない社員を従事したこととして、人件費を算定**していたことが判明。そこで、会社が国から委託等を受けた他の委託事業等についても同様の事態がないか確認したところ…

83委託事業等の状況

会社は、実際には委託事業等の業務に全く従事していない社員を従事したこととし、又は業務に従事していた社員について従事していない時間も従事したこととしていて、**実際の従事状況に基づくことなく人件費を算定（延べ1,524人、計22億4168万円）**

- ✓ 71委託事業等において、社員別（業務に従事しない社員含む）に想定する従事時間数等が記載された一覧表（想定人件費一覧表）を作成し、各社員に対して、想定人件費一覧表で割り振った時間数について従事したこととする**虚偽の業務日誌を作成**させていた
- ✓ 12委託事業等において、想定人件費一覧表を作成していなかったものの、同様に**虚偽の業務日誌を作成**させていた
- ✓ 虚偽の業務日誌とそれ以外の証ひょう（作業時間明細等の資料）との間で不整合が生じないよう、虚偽の業務日誌の内容と一致するように**虚偽の証ひょうを作成**

証ひょうからは実際の従事状況を正確に把握できない状況

そこで、委託事業等に従事していたことが客観的に証明できる資料（会議の議事録、電子メールの送信履歴等）をみたところ…

- ✓ 業務に従事していたことが確認できたのは**延べ371人**
- ✓ その従事時間数に基づいて算定した人件費は**計2億8177万円**

このうち差額が生じなかった1委託事業を除く82委託事業等において、過大となっていた委託費、国庫補助金を算定したところ…

委託費、国庫補助金の**計19億9527万円が過大**

府省庁名	事業数	過大となっていた額
内閣府本府	1	223万円
こども家庭庁	1	467万円
文部科学省	2	205万円
厚生労働省	3	2648万円
農林水産省	10	1億2597万円
経済産業省	57	16億7125万円
国土交通省	2	5983万円
環境省	6	1億0276万円
計	82	19億9527万円

